

あなたの広告物は安全ですか？

屋外広告物は時間の経過とともに、日差しや雨露、風等にさらされ、腐食や劣化が進んでいます。適正な管理を怠っていると、落下や倒壊などにより人々の生命や財産を奪いかねない重大な事故が発生する可能性があります。広告物の掲出者の信頼喪失と、賠償責任を問われる場合があります。

次のチェックポイントに留意して点検を行い、安全管理に努めましょう！



✓ 日常点検で危険な兆候を見逃さない！



鉄骨接合部の腐食



照明装置の破損、漏水



看板基礎部のひび割れ

出典：屋外広告物適正化推進委員会 看板の安全管理ガイドブックより

外見は美しく、頑丈そうに見えても、内部が腐食していることもありますので、定期的な安全点検と適切な安全管理を行ってください。

また、台風や地震などの自然災害の後には、速やかに点検を実施してください。

✓ 早期対応でメンテナンス費用を抑制！

日常点検により異常が見られたら、すぐに専門業者に相談してください。

早めの対処により大規模な修繕等の費用を抑制、事故を未然に防ぐことにも効果的です。専門業者は大阪府ホームページにてご確認ください。

大阪府屋外広告物

検索



根腐れによる破断



壁面取付け部の異常



側板底部が腐食、破損

出典：屋外広告物適正化推進委員会 看板の安全管理ガイドブックより

✓ 定期的な点検とメンテナンスで美しく長持ち

広告物を美しく、安全な状態に保つためには、有資格者による保守点検を定期的に行うことが有効です。屋外広告物の継続許可申請時などのタイミングに合わせるなどメンテナンスを定期的に行いましょう。

屋外広告物の許可期間は最大2年です。継続申請をお忘れなく

【裏面もご覧ください】

定期的な安全点検について

屋外広告物の所有者や占有者、設置者及び管理者は、良好な状態を保持するよう管理義務があります。日頃から屋外広告物の安全管理に留意し、サビや破損等の劣化が見られたら早期に対処してください。

また、屋外広告士など有資格者による安全点検を定期的に行い、異常を発見した場合は速やかに撤去、改修等の対応をしてください。日常の管理と定期的な安全点検を行うことで、屋外広告物の危険箇所を早期に発見し、事故予防と改修費用の軽減につながります。



国土交通省HPより
ダウンロードして下さい

屋外広告物の掲出には岸和田市の許可が必要です 未許可の広告物がある場合は許可申請を行うようお願いいたします

屋外広告物は、良好な景観もしくは風致の維持または公衆に対する危害の防止などの観点から、広告物の面積の合計が7㎡を超える自家用広告物もしくは非自家用広告物を表示、設置する場合は岸和田市長の許可が必要です。未許可になっている広告物がある場合は岸和田市役所都市計画課まで許可申請書を提出するようお願い致します。許可取得の有無など、ご不明点がございましたら下記問合せ先までお問い合わせください。

なお、屋外広告物の許可期間は最大2年です。許可期間後、継続して掲出する場合は、継続許可が必要となりますのでご注意ください。

また、平成30年の10月に改正・施行された、大阪府屋外広告物条例及び条例施行規則並びに岸和田市大阪府屋外広告物条例施行規則において管理義務や安全点検の厳格化が規定され、それに伴い安全点検者の資格要件や申請図書も変更しております。

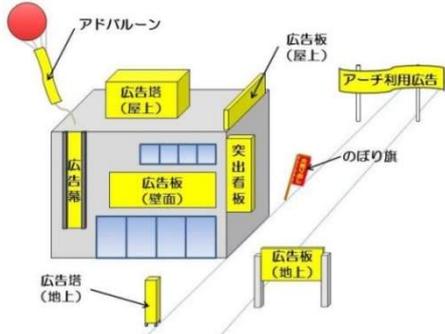
【点検資格者】屋外広告士、特種電気工事資格者のうち、ネオン工事に係る資格取得者

屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

(参考1)屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

屋外広告物の設置、掲出には岸和田市長の許可が必要となります。



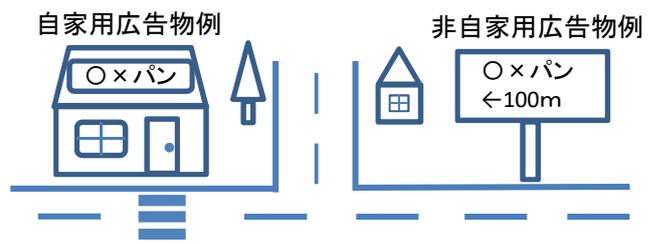
(参考2)自家用広告物・非自家用広告物とは

・自家用広告物

自己の店舗等の建物等に設置してあるもの、また店舗等の敷地内に設置してある広告物(広告物の合計面積が7㎡を超えると申請必要)

・非自家用広告物

自己の店舗などが無い場所に設置する広告物(広告物の面積に関わらず申請必要)



【問合せ先】岸和田市まちづくり推進部都市計画課 景観担当

TEL: 072-423-9538、9629(直通)

E-mail: tokei@city.kishiwada.osaka.jp

岸和田市屋外広告物

検索